

運輸安全マネジメントの推進について

国土交通省が提唱する運輸安全マネジメントの導入に伴う自動車運輸事業関係法（道路運送及び貨物自動車運送事業法）の一部を改正する法律に伴い、安全管理規程を作成し、安全統括管理者を選任の上、組織一丸となって、運輸安全マネジメントに取り組んでおります。

これまでも「輸送の安全と安心」を第一として業務に邁進してまいりましたが、更なる安全輸送を目指し、安全管理のための体制の構築を図り、経営者トップから現場までの一人一人が心と力を合わせ、一丸となって安全性の向上に取り組んで参ります。

更に、顧客とのゆるぎない信頼関係を築き上げるよう、今年も下記の通り社会貢献できる企業を目指して参ります。

<安全管理規程>

国土交通省が示す「安全管理規程に係るガイドライン」に沿って、当社が輸送の安全を確保するため、経営者トップ主導の下で組織全体を通じた計画の策定、実施、評価、改善（いわゆるPDCAサイクル）を的確に機能させ、安全マネジメント態勢の構築と維持を図るための施策を明示しております。

<安全統括管理者>

経営トップは、法令に定める次の事項に関する業務を安全統括管理者に統括管理させる。

- 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制に関する事項
 - 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法に関する事項
- 輸送の「安全」と「安心」を提供し、常にお客様から「信頼」を得られる企業を目指して参ります。

本年もより一層、輸送の安全確保に取り組んで参ります。

安全統括管理者 専務取締役 早川智仁

2019年

<輸送の安全に関する基本的な方針>

輸送の安全に関する基本的な方針は、わが社の安全確保に関する基本理念、行動指針として平成22年に制定してから今年も変わることなくホームページ、グループ各事業所に掲示しております。

今年の安全スローガンは「時々の初心」と共に～として、法令遵守、健康管理、安全教育、点呼、人材育成の徹底を図ります。

<2019安全スローガン>

「時々の初心」と共に

<目標達成のための計画>

交通事故を未然に防止する為、「安全マネジメントを推進施策及び管理計画表」を基に、月々の安全施策、安全教育を各営業所において実施し、従業員に対する指導教育を行います。

○ 再発防止対策及び指導教育

- ・ 出発点呼時の教育指導、日常整備点検の徹底を行います。
- ・ 酒気帯び運転及び薬物使用禁止について啓蒙します。
- ・ 健康管理の徹底（健康診断後の面接重視、メンタル面のケア）
- ・ 事故発生状況の検証及び再発防止教育を行います。
- ・ 現場（営業所単位）での安全教育会議（部門会）を行っています。
- ・ 地元警察、トラック協会等関係機関と連携しながら、交通安全の啓発活動を推進します。
- ・ 月間重点課題等を計画の上、部門会を通じて勉強会を行います。
- ・ 国土交通省告示第1366号（指導・監督の指針）に基づきトラックドライバーに対して指導教育を行います。
- ・ 危険予知トレーニング及びヒヤリ・ハット教育の実施を強化します。
- ・ 個別面談強化により運転者の管理を徹底しております。
- ・ 発生した事故状況について分析し、ドライブレコーダーによる撮影動画等を活用するなど運転者に情報還元していきます。
- ・ 追突軽減装置等安全装置を装備した安全装備の導入

<輸送の安全に関する重点施策>

- 1 法令・交通ルールを遵守する。
- 2 健康管理は日々の努力。
- 3 安全意識は準備から。
- 4 点呼とコミュニケーション。
- 5 人材確保と育成。

<安全運転取組七則>

- 1 コメンタリー運転の励行。
危険を予測し、危険箇所や漫然になりがちな時に声に出して運転する。
- 2 「速度」「車間距離」「確認」
適正速度と車間距離を保ち、車線変更、後退、右左折等必要箇所での確認を実践。
- 3 健康（心と体）管理。
日々変化する体調や心を平常に維持する。できない時には相談する。
- 4 ゆとり運転を心掛ける。
時間がない時、余裕がない時等に事故が起きる。「全てにおいて安全が優先する。」
- 5 マナー運転の推進。
思いやりの心をもって運転する。危険運転行為（あおり等）の禁止
- 6 自覚と責任ある運転。
プロドライバーの自覚と誇りを持ち、他から見て恥ずかしくない運転をする。
- 7 エコドライブの推進。
車間距離にゆとりを持って「急」加速・減速の少ない運転に心掛ける。

<輸送の安全に関する目標（2019年1月～12月）>

- 1 「重大事故ゼロ件」
- 2 「交通事故グループ全体で10%削減（営業所毎に目標設定）」
- 3 「追突事故の削減」（追突事故の原因となる速度、車間距離不保持等の危険性を啓蒙し事故の削減に努めます。）
- 4 「構内事故の削減」（構内の状況を確認することの義務付けを徹底します。）

<輸送の安全に関する目標の達成状況>

2019年 目標達成報告（平成30年1月～12月事故件数の前年対比率）

前年の目標達成状況	
自動車事故報告規則 第2条に規定する事故	1件（グループの総数） 未達成
交通事故率	前年比 3.5%増 未達成
追突事故率	前年比 1%減 目標達成
構内事故率	前年比 1.8%増 未達成

昨年の事故削減目標も10%削減に掲げてグループ一丸となって取組んで参りました。事故比率3.5%増とトナングループにおいての事故10%削減目標を達成することはできませんでした。交通事故件数、構内事故件数等が増加している中で唯一追突事故発生が減少に転じ、それに伴って人身事故が減少しました。この結果は普段の車間距離や速度軽減走行の声掛けによるものであると思います。

しかし、今後より一層の事故抑止活動を重ね、ドライバーの健康管理を重視した安全安心の新たなスタート地点に立ち返り原点回帰の気持ちで心機一転目標に向かい、より一層の安全教育、運行管理を推進「ゼロへの挑戦」して参ります。

今年目標についても同様の削減を目指し更なる啓発、事故抑止活動を繰り返しながら、事故ゼロの安全輸送を目指して参ります。

事故の多くは、脇見漫然運転、後退時に発生しており、大半が構内での事故です。この種の教育指導を強化し、全従業員一丸となり目標達成に向け邁進して参ります。

<事業用自動車の事故に関する情報>

重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）件数	1件
事故の分類、割合情報	物件事事故が事故全体の約9割を占め、その内、人身事故は7%を占め昨年よりも減少しております。
	構内による事故が事故全体の45%を占めております。

平成30年（1月から12月の事故データによるものです。）

※ 統計はグループ全体5法人全事業所の総計によるものです。